

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成21年度末までに141件の不服の裁定事件が係属し、141件すべてが終結している。これを関係法律別に見ると、採石法関係が最も多く、砂利採取法関係がこれに次いでいる（表2-3-1、付録4（145ページ）参照）。

平成21年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、21年度に受け付けた1件である。この1件が21年度中に終結した（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成22年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	計
鉱 業 法		1	12	4	14	31
採 石 法		4	16	0	22	42
森 林 法		0	1	3	3	7
農 地 法		0	1	1	0	2
海 岸 法		0	1	0	2	3
自 然 公 園 法		0	5	0	3	8
河 川 法		0	1	1	0	2
砂 利 採 取 法		5	11	5	15	36
都 市 計 画 法		0	7	0	1	8
そ の 他		0	0	2	0	2
計		10	55	16	60	141

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成22年3月31日である。

2 関係法律が2以上重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

（資料）公害等調整委員会事務局

表 2 - 3 - 2 平成21年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成21年 (フ)第1号	三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件	三重県住民 1人	不明	平成 21. 6. 30	平成 21. 9. 7 却下

(資料) 公害等調整委員会事務局

第 1 節 平成21年度において終結した不服の裁定事件

平成21年度に終結した不服の裁定事件は、次のとおりである。

三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件

(平成21年 (フ) 第1号事件)

(1) 原処分の概要

裁定委員会は、平成21年8月3日付けで申請人に対して、処分庁及び処分の表示等を特定するよう補正命令を発令したが、不服の対象となるべき処分が特定されることはなかった。

(2) 申請の概要

三重県亀山市に在住する申請人が、同市、三重県、国などの処分庁による処分(処分の内容は不明)に対する不服裁定を申請したものである。裁定委員会は、申請人に対して、前記(1)の補正命令において、申請の趣旨を特定するよう補正命令を発令したが、申請の趣旨は特定されなかった。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、申請書の記載に不備があったのでこれの補正を求めた後、平成21年9月7日付けで、不服の対象となるべき処分の特定を欠いていること、また、少なくともこれまでに提出された各書面に記載された内容は、いずれも不服裁定の申請が許される法定の事項に該当しないことを理由として、本件申請をいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成21年 6月30日 裁定申請受付
 7月21日 裁定申請修正書受付
 8月3日 申請書の補正命令
 8月17日 補正書受付

9月7日 決定（却下）

9月10日 申請人に決定書の正本送達

(4) 決定書

決定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年（フ）第1号 三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件

決 定
(申請人の表示省略)
主 文
本件申請をいずれも却下する。
理 由

第1 申請人の申立て

本件申請の趣旨及び理由は別紙裁定申請書（写）、裁定申請修正書（写）、補正書（写）各記載のとおりである。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側2番目「終結した不服裁定」と進み、該当する事件を参照)

第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

平成21年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

東京高等裁判所平成21年（行ケ）第42号事件

(1) 裁定事件の概要

三重県亀山市に在住する申請人が、同市、三重県、国などの処分庁による処分（処分の内容は不明）に対する不服裁定を申請したものである。

これに対して、裁定委員会は、平成21年8月3日付けで、処分庁、処分の表示及び申請の趣旨を特定するよう補正命令を発令し、その補正状況を踏まえ、裁定委員会は、9月7日付けで、不服の対象となるべき処分の特定を欠いていること、また、少なくともこれまでに提出された各書面に記載された内容は、いずれも不服裁定の申請が許される法定の事項に該当しないことを理由として、本件申請をいずれも却下するとの決定をした。

(2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、裁定委員会の本件決定を不服として、国等を被告として、平成21年11月12日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。

(3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、平成22年3月31日、出訴期間の徒過を理由として、本件訴えを却下した。